

国宝 金沢文庫文書データベース凡例

令和 2 年 3 月作成 神奈川県立金沢文庫学芸課

■ 国宝 金沢文庫文書データベースについて

本データベースは国宝「金沢文庫文書」の画像、翻刻および書誌情報を公開するものである。今後、内容の追加・訂正などを適宜おこなっていく予定である。

史料名をはじめとする書誌情報は「金沢文庫文書」の国指定重要文化財指定目録である『金沢文庫文書目録』（※1、以下『目録』）に記載された情報を用いた。翻刻については、『金沢文庫古文書』（※2、以下『金文』）所載のものを採用した。ただし、史料名や年代などについて、その後の研究を参照して適宜訂正を加えた（※3）。訂正や表記の統一を加えているが、十全ではなく、今後データベースの拡充とともに訂正していく予定である。

以下、各項目の説明と検索時の留意事項を記す。

※1 平成 2 年、神奈川県立金沢文庫編集・発行（非売品）。

※2 「金沢文庫文書」をはじめ、聖教の紙背文書や神奈川県立金沢文庫以外の機関に所蔵される文書などを網羅的に収録した史料集。昭和 27 年～39 年、神奈川県立金沢文庫発行（非売品）。

※3 金沢北条氏関係の古文書については永井晋・角田朋彦・野村朋弘編『金沢北条氏編年資料集』などを参照した。

■ 凡例

・ 字体

翻刻をはじめ各項目では常用の字体を用いたが、紙背聖教の書名などの一部では正字などを用いた。

・ 史料名

基本的に『目録』にしたがったが、適当と判断される場合には名称を変更した。

・ 『金文』 番号

連続情報や付加情報、その他の項目で『金文』番号を使用する場合は基本的に K と略記した。『金文』番号で検索する際には全角アラビア数字の 4 桁を入力する。たとえば『金文』123 号を検索する場合には、「0 1 2 3」と入力することになる。

・ 和暦・西暦

「金沢文庫文書」は伝来過程を含めた史料の性格上、年代の判明しないものが大部分を占めている。付年号などで史料中に和暦が記されている場合は「 」で示した。月日のみ明らか

かな場合は年未詳とした。なお、これまでの研究や文書の接続関係などにより年代が比定される場合には、翻刻中で（ ）あるいは「カ」と表記した。

・整理番号

神奈川県立金沢文庫で文書の管理に使用している台帳番号。連続情報や付加情報、その他の項目で整理番号を使用する場合は基本的にSと略記した。

・成立年代

概ね次の時代区分によって文書の成立年代を分類した。

時代	和暦（西暦）	和暦（西暦）
奈良時代	和銅三年（710）	延暦十二年（793）
平安時代前期	延暦十三年（794）	昌泰三年（900）
平安時代中期	延喜元年（901）	長保五年（1003）
平安時代後期	寛弘元年（1004）	応徳三年（1086）
平安院政期	寛治元年（1087）	元暦二年（1185）二月
鎌倉時代前期	元暦二年（1185）三月	承久三年（1221）
鎌倉時代中期	貞応元年（1222）	弘安十年（1287）
鎌倉時代後期	正応元年（1288）	正慶二年・元弘三年（1333）四月
南北朝時代	正慶二年・元弘三年（1333）五月	明德三年（1392）十月
室町時代前期	明德三年（1392）閏十月	嘉吉三年（1443）
室町時代中期	文安元年（1444）	延徳三年（1491）
室町時代後期	明応元年（1492）	永禄十一年（1568）八月
安土桃山時代	永禄十一年（1568）九月	慶長七年（1602）
江戸時代前期	慶長八年（1603）	延宝八年（1680）
江戸時代中期	天和元年（1681）	安永九年（1780）
江戸時代後期	天明元年（1781）	慶応三年（1867）九月

・形状

文書の形状の分類は基本的に『目録』にしたがい、形状の後に本紙、礼紙などの別や現状の切断状況を記した。なお、本紙、裏紙、礼紙、立紙、懸紙などの書状に関する用語については、『目録』の表記にしたがい本紙（第1紙）、礼紙（第2紙）、懸紙（書状を包む紙）の語を用いた。

・欠損

文書の現状を踏まえ、明らかに墨書が確認できる場合には、その欠損の位置により、前・中・後欠の情報を入力した。

・料紙・法量

法量の単位はセンチメートル。

・差出・宛所

『目録』には記録されていないが、利用の便を図るため本項目を設けた。

・連続情報

本紙・礼紙（裏紙）などの情報や、前後の文脈などから文書同士の前後関係が判明する場合、その接続関係を記した。当該文書からある文書へ接続する場合は「K〇〇/S□□「●●書状」へ接続。」、ある文書から当該文書へ接続する場合は「K〇〇/S□□「●●書状」から接続。」と記入した。

・付加情報

記主（自筆・右筆の別など）、墨映文書（複数の紙を重ねて力を加えたことにより、ある文書の墨書が他の文書に転写されたもの）の情報、現在の装丁、その他特記事項の順に各種情報を記した。墨映文書は基本的に有無を記すにとどめたが、一部の文書は翻刻に墨映文書の翻刻も記載した。

・紙背

各文書の紙背に聖教が記されている場合、その書名と旧態の装丁、判明する限りで紙数（当該文書の料紙が聖教の第何紙目にあたるか）を記した。

・『神奈川県史』『遺文』番号

「金沢文庫文書」は『金文』のほか多くの刊本史料に掲載されているが、とくに網羅的に収録している史料集として、『神奈川県史』資料編と『鎌倉遺文』『南北朝遺文』などの『遺文』系史料集の番号を示した。『鎌倉遺文』は鎌、『南北朝遺文』は南と略記し、九州編、関東編などの別がある場合にはそれぞれ頭の一文字を取り、南・九、南・関のように記した。

・翻刻

基本的に『金文』所掲の翻刻を採用したが、適宜訂正を加えた。

本文は追い込みにせず、極力原文通りの行取を表現した。仮名表記については『金文』にしたがい、基本的に平仮名を用いた。

人名や年代が比定できる場合には、語句の後に（ ）で示した。また地名・人名・寺社名などに関する注記もその語句の後に（ ）で示した。

一部の墨映文字は【 】で示したが、判読不能の墨映文字については記さなかった。

なお、翻刻表示ボックスは大きさを変更し、原文通りの行取を表示することができる。